

四日市市訓令第6号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程

四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。）第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。</p> <p>政策推進部（略）</p> <p>総務部（略）</p> <p>財政経営部（略）</p> <p>市民生活部（略）</p> <p>健康福祉部</p> <p><u>福祉総務課</u> 管理係、<u>福祉支援係</u></p> <p>保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係</p> <p>高齢福祉課 企画係、地域支援係</p> <p>介護保険課 管理・保険料係、認定審査係</p> <p>障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係</p>	<p>第1条 四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。）第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。</p> <p>政策推進部（略）</p> <p>総務部（略）</p> <p>財政経営部（略）</p> <p>市民生活部（略）</p> <p>健康福祉部</p> <p><u>健康福祉課</u> 管理係、<u>企画係</u></p> <p>保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係</p> <p>高齢福祉課 企画係、地域支援係</p> <p>介護保険課 管理・保険料係、認定審査係</p> <p>障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係</p> <p><u>健康づくり課</u> <u>成人健診係</u>、<u>健康づくり係</u></p>

保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係

健康づくり課 成人健診係、健康づくり係

こども未来部 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

第2条 前条に規定する部、課、園、係及び班にそれぞれ長を置く。

2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当部長を置く。

部	担当部長	担当事務
健康福祉部	<u>保健衛生担当部長</u>	<u>健康づくり課及び四日市市保健所の分掌事務</u>
都市整備部	建設担当部長	公園緑政課、道路建設課、道路維持課、河川排水課、道路管理課、用地課及び

保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係

こども未来部 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

第2条 前条に規定する部、課、室、園、係及び班にそれぞれ長を置く。

2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当部長を置く。

部	担当部長	担当事務
都市整備部	建設担当部長	公園緑政課、道路建設課、道路維持課、河川排水課、道路管理課、用地課及び市営住宅課の分掌事務

		市営住宅課 の分掌事務
--	--	----------------

3 及び 4 (略)

5 課に課長補佐を置くことができる。

6 (略)

第 3 条 第 2 条に規定する職の職務は、  
それぞれ次のとおりとする。

(1) 部長又は課長(園長を含む。以下同じ。)は、上司の命を受けてその部又は課(園を含む。以下同じ。)の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 次長又は課長補佐(副園長を含む。以下同じ。)は、部長又は課長を補佐して部又は課の事務に従事し、部長又は課長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3)から(5)まで (略)

2 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課 (略)

広報マーケティング課

(1)から(6)まで (略)

(7) ふるさと納税推進室に関する  
こと。

3 及び 4 (略)

5 課及び室にそれぞれ課長補佐及び室長補佐を置くことができる。

6 (略)

第 3 条 第 2 条に規定する職の職務は、  
それぞれ次のとおりとする。

(1) 部長又は課長(室長及び園長を含む。以下同じ。)は、上司の命を受けてその部又は課(室及び園を含む。以下同じ。)の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 次長又は課長補佐(室長補佐及び副園長を含む。以下同じ。)は、部長又は課長を補佐して部又は課の事務に従事し、部長又は課長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3)から(5)まで (略)

2 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課 (略)

広報マーケティング課

(1)から(6)まで (略)

(7) ふるさと納税に係る企画  
及び周知に関すること。

(8)及び(9) (略)

秘書国際課 (略)

総務部 (略)

財政経営部

財政課 (略)

行財政改革課 (略)

管財課 (略)

市民税課

税務政策係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

諸税係 (略)

市民税第1係

市民税第2係 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民生活部 (略)

健康福祉部

福祉総務課

管理係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(8)及び(9) (略)

秘書国際課 (略)

総務部 (略)

財政経営部

財政課 (略)

行財政改革課 (略)

管財課 (略)

市民税課

税務政策係

(1)から(6)まで (略)

(7) ふるさと納税に関すること。

(他の部課等の主管に属する  
事項を除く。)

(8) (略)

(9) (略)

諸税係 (略)

市民税第1係

市民税第2係 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民生活部 (略)

健康福祉部

健康福祉課

管理係

(1) (略)

(2) 地域福祉施策の企画及び調  
整に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)

#### 福祉支援係

- (1) 地域福祉施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 包括的な福祉支援体制の整備に関すること。
- (3) 福祉支援について関係所属との調整に関すること。

保護課 (略)

高齢福祉課

企画係 (略)

地域支援係

- (1)から(5)まで (略)
- (6) 介護予防等拠点施設に関する

- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)

#### 企画係

- (1) 地域保健施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (3) 健康危機管理に関すること。
- (4) 応急診療所に関すること。
- (5) 歯科医療センターに関すること。
- (6) 看護医療大学に関すること。

保護課 (略)

高齢福祉課

企画係 (略)

地域支援係

- (1)から(5)まで (略)

こと。

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

保険年金課 (略)

健康づくり課

成人健診係

(1) 健診及び相談に関すること。

(2) 予防接種に関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

健康づくり係

(1) 健康づくりの推進に関する  
こと。

(2) 食育の推進に関すること。

(3) 三重北勢健康増進センター  
に関すること。

こども未来部

こども未来課

企画総務係

(1) (略)

(2) 結婚支援に関すること。

(3) (略)

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

健康づくり課

成人健診係

(1) 健診及び相談に関すること。

(2) 予防接種に関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

健康づくり係

(1) 健康づくりの推進に関する  
こと。

(2) 食育の推進に関すること。

(3) 三重北勢健康増進センター  
に関すること。

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課

企画総務係

(1) (略)

(2) (略)

(4) (略)

(5) (略)

子育て支援係 (略)

学童保育係 (略)

こども保健福祉課 (略)

こども家庭課 (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係 (略)

施設運営係 (略)

指導係 (略)

(1)から(4)まで (略)

(5) 幼児教育センターに関する  
こと。

シティプロモーション部 (略)

観光交流課 (略)

文化課 (略)

スポーツ課

施設係

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

振興係 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

(3) (略)

(4) (略)

子育て支援係 (略)

学童保育係 (略)

こども保健福祉課 (略)

こども家庭課 (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係 (略)

施設運営係 (略)

指導係 (略)

(1)から(4)まで (略)

シティプロモーション部 (略)

観光交流課 (略)

文化課 (略)

スポーツ課

施設係

(1)から(3)まで (略)

(4) 総合体育館管理室に関する  
こと。

(5) (略)

振興係 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部総務課)